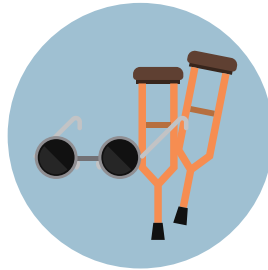


知っておきたい！

「ゼロ」からわかる

公 的 保 険



はじめに

人生 100 年時代の到来、みなさんはどのような人生設計をされているのでしょうか？

長寿は素晴らしいことですが、人は長生きするとそれだけ人生のリスクと向き合わなければならなくなります。すなわち、病気や家族との別れなどから生じる経済的損失に、いかに備えるかという課題です。

このような経済的損失は、公的保険でカバーされます。特に年金には障害年金、遺族年金、老齢年金の 3 つの給付があり、私たちのリスクを国が支えてくれます。しかし、年金制度は昭和 30 年代に創られているため、令和の時代を生きる私たちの暮らしには、十分とは言えない場合があります。

年金制度設立当時の男性の平均寿命は 65 歳前後、終身雇用に年功序列、多くの国民が横並び意識で同じようなライフプランを描いていた時代といえるでしょう。

しかし今は、多様な生き方が尊重される時代です。転職もあたりまえ、シングルや共働き世帯も多くなるなか、公的保険だけでは十分な保障が得られないケースが発生するのです。

そのため国は「ねんきん定期便」を毎年誕生月に発行することで、国民 1 人ひとりが異なる公的保険の給付内容を理解し、不足する部分を自助努力（民間保険や資産形成）で賄うよう奨励しているのです。

本冊子は公的保険の基本的な内容をお伝えするとともに、様々な受給のケースを紹介しています。本冊子の内容をこれからの人生設計に役立てていただければ幸いです。

第1章 公的保険ってどんなもの？

- ① **公的保険とは** 4
- ② **健康保険とは** 6
 - (1) 窓口負担は原則 3 割 6
 - (2) 医療費負担の上限額 6
 - (3) 会社員・公務員だけの給付 7
- ③ **介護保険とは** 8
 - (1) 65 歳で区分 8
 - (2) 介護保険を利用する流れ 8
 - (3) 要介護度別の状況区分 9
- ④ **年金保険とは** 10
 - (1) 国の年金は 2 階建て 10
 - (2) 被保険者区分により異なる保険料 10
 - (3) 年金は 3 つの保険のパッケージ 11
- ⑤ **雇用保険とは** 12
 - (1) 失業時の生活保障 12
 - (2) 資格取得などへの助成 12
 - (3) 高齢者の働くを支援 12
 - (4) 働き続けることを応援する 12
- ⑥ **労災保険とは** 14
 - (1) 労災の対象者 14
 - (2) 身近な労災 14

第2章 ねんきん定期便の見方

- (1) 2 種類ある「ねんきん定期便」 16
- (2) 最近の月別状況です（全年齢共通、表面） 18
- (3) これまでの年金加入期間（全年齢共通、裏面） 19
- (4) 老齢年金の種類と見込額（50 歳以上、裏面） 20
- (5) これまでの加入実績に応じた年金額（50 歳未満、裏面） 21

第3章 ケース別 もしもの時、いくら受け取れる？

① 病気やけがで働けなくなったら？	23
A：会社員女性（給与28万円）独身のケース	23
B：会社員男性（給与56万円）扶養家族ありのケース	25
C：自営業男性（年収800万円）独身のケース	27
D：会社員男性（妻と子ども2人）が障害年金を受けるケース	28
E：自営業男性（妻と子ども2人）が障害年金を受けるケース	30
② 自分が亡くなったら？	32
F：会社員男性（妻と子ども2人）の遺族年金を受けるケース	32
G：自営業男性（妻と子ども2人）の遺族年金を受けるケース	34
H：定年退職後（妻あり）の遺族年金を受けるケース	36
I：会社員女性（夫と子ども2人）の遺族年金を受けるケース	38
J：会社員男性（子どもなし）の遺族年金を受けるケース	40
K：自営業男性（子どもなし）の遺族年金を受けるケース	41
③ 歳をとったら？	43
L：50歳未満の方の今後の働き方別老齢年金額	43
M：50歳以上の方の老齢年金額と受け取り方	45
まとめ	48

□解説	7
・保険者とは	7
・厚生年金適用事業所とは	11
・標準報酬月額とは	18
・保険料納付要件	19
・高額療養費制度	26
・子どもの病気にどう備えるか？	27
・遺族年金を受給できる配偶者の要件	33
・遺族基礎年金	35
・老齢年金の要件変更に伴う注意点	37
・遺族厚生年金受給の順位	39
・死亡一時金	42
・これから創る年金額を簡易的に計算する式	44
・高齢期に負担する税金、社会保険料	47

※本冊子の計算例は、ポイントが明確になるよう概算で計算しています。
※個別の公的保険の給付内容については年金事務所等へお尋ねください。
※本冊子の内容は、令和4年8月1日現在の法令等によっています。

公的保険ってどんなもの？

①

公的保険とは

私たちの暮らしには、ひとりではとても抱えきれないようなリスクが潜んでいます。

- ・病気やけがで莫大な医療費がかかる。
- ・身体が不自由になり働けなくなる。
- ・働き手が亡くなったあと、家族の生活が苦しくなる。
- ・高齢になり働いて収入を得ることができなくなる。
- ・仕事を失って、収入が途絶えてしまう。

例えば上記のようなリスクの際には、「公的保険」が私たちの暮らしを守ってくれます。

病気やけがで莫大な医療費がかかるリスクは、「健康保険」や「介護保険」が負担を軽減します。

身体が不自由になり働けなくなると「障害年金」が支給されます。障害の重さにより等級が分かれ、その等級により保障額が決まります。

働き手が亡くなったあと、家族の生活が困らないようにするのが「遺族年金」です。亡くなった人が加入していた年金の種類や残された家族の状況により生活が保障されます。

高齢になり収入を得ることが困難になると「老齢年金」が生活を支えます。どんなに長生きをしても終身で支払われるので、生活に安心をもたらします。

仕事を失ったら、次の仕事が見つかるまで「雇用保険」から保障が得られます。また業務上の病気やけがについては「労災保険」がその費用を負担します。

公的保険は国が運営する保険です。「保険」ですから、保険料を支払うという

義務を負った上で、「給付」という権利を有します。経済的な理由などで保険料が納められない場合は、軽減や免除が受けられる場合もあります。

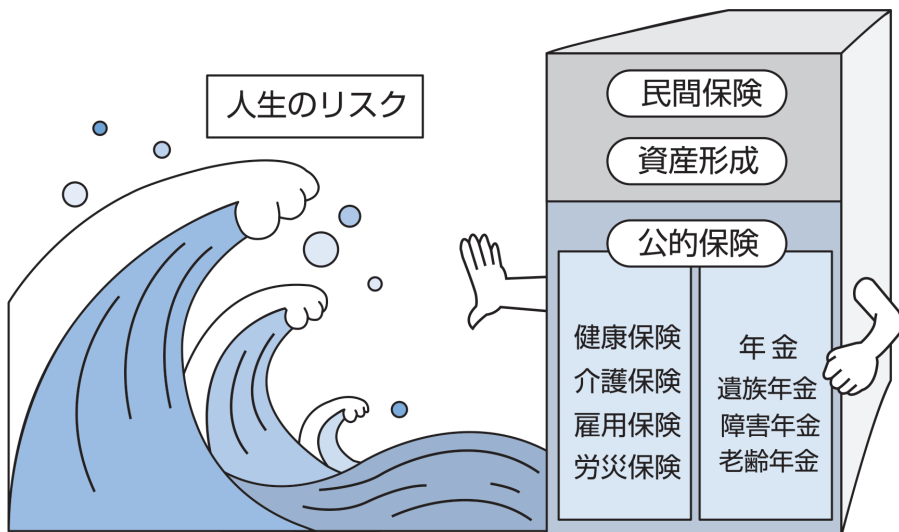
また、公的保険の目的は「防貧」です。「皆保険」とすることで、みんなで少しずつお金を負担しあい、一定の生活を保障することが目的です。

そのため、公的保険の給付だけでは不足だと考える場合は、民間保険に加入したり、資産形成で備えます。

*

*

豊かな人生を送るため、大切な家族の暮らしを守るため、万が一に備えることはとても重要です。どのような経済的なリスクが潜んでいるのかを想定し、まずは公的保険でどのくらい保障が得られるのかを確認します。「公的保険」をしっかり理解し、賢く人生に備えましょう。



2 健康保険とは

(1) 窓口負担は原則3割

病気やけがなどで医療機関にかかった際に、医療費の負担を軽減してくれるのが健康保険です。私たちは医療機関の窓口で実際にかかった医療費の3割を支払います。実際にかかった医療費が100万円だとしても個人が支払う金額は30万円です。残りの70万円は保険からの給付で賄われます。これを「療養の給付」と呼びます。

医療費の窓口負担割合

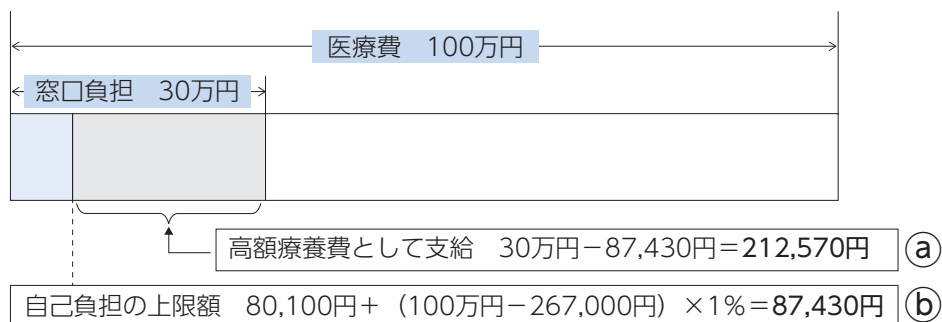
未就学児	70歳未満	70歳以上75歳未満	75歳以上(*3)
2割 + 自治体からの助成 (*1)	3割	2割	1割
		現役並み所得者 3割(*2)	一定以上の所得者 2割
			現役並み所得者 3割

- *1 多くの自治体が助成金を出しているため、一定の年齢まで医療費は実質無料となっています。
- *2 本人及び同一世帯の被保険者の住民税課税所得が145万円以上。
- *3 すべての人が後期高齢者医療制度に加入します。医療費の自己負担割合は原則1割ですが、現役並みの所得者の負担率は3割です。また令和4年10月より一定以上の所得のある方は2割となります。

(2) 医療費負担の上限額

窓口負担割合が設定されていると言っても、医療費の負担は家計を圧迫します。そのため、健康保険では、高額療養費制度といって1ヶ月の自己負担額に上限を設けています。

(例) 70歳未満、年収約370万円～770万円、100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



➡ 212,570円 (a) を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円 (b) となります。

4 年金保険とは

(1) 国の年金は2階建て

国の年金には2種類あります。日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金と、会社員と公務員が加入する厚生年金です。この構造はよく「2階建て」と表現されます。

また、立場によって、国民年金だけに加入する人と、国民年金と厚生年金に加入する人がいるのでこれを3つの被保険者区分に分け、保険料の負担方法が決められています。

2つの年金制度に同時加入する人を第2号被保険者、第2号被保険者の扶養の配偶者を第3号被保険者、第2号でも、第3号でもない人を第1号被保険者といいます。

厚生年金		
国民年金(基礎年金)		
第1号被保険者 自営業・フリーランスなど 2号でも3号でもない人	第2号被保険者 会社員・公務員	第3号被保険者 2号被保険者の扶養の配偶者 原則年収130万円未満

(2) 被保険者区分により異なる保険料

第1号被保険者は、毎月決まった保険料を納めます。この金額は、収入の多寡に関わらず一定です。

第2号被保険者の保険料は、給与天引きで勤め先を通じて納付されます。保険料は、報酬に比例して決まります。給与や賞与が高ければ、負担する保険料も高くなり、結果として給付も大きくなります。厚生年金への加入年齢に下限はなく、高校を卒業後会社員として働く人は18歳から年金に加入し、上限は70歳です。

第3号被保険者の保険料は免除されています。これは第2号被保険者全体で負担しているからです。

学生の時は第1号被保険者、就職して第2号被保険者、結婚して第3号被保険者、その後再就職して第2号被保険者と被保険者区分が変わることも多く、年金額はその加入歴に応じて決定します。

5 雇用保険とは

(1) 失業時の生活保障

雇用保険の給付で最も知られているのは失業時の給付でしょう。これは**基本手当**と呼ばれ、離職前の賃金の5割から8割くらいの給付が受けられます。

基本手当の支給開始日は離職理由により異なります。解雇などの会社都合の場合は、突然言い渡される離職なので、7日間の待期期間が終了すると支給されます。一方、自己都合の場合は、さらに2ヶ月の給付制限があります。また給付が受けられる期間は、年齢等により異なります。

基本手当は、働きたいという方のための手当なので、病気や出産などで今すぐに働くことができないという場合は、最大で3年間の受給期間の延長を申し出ることができます。

(2) 資格取得などへの助成

働いている人が自身のキャリアアップや技能習得のために、厚生労働省指定の教育訓練を受講し終了すると給付金が得られます。これは**教育訓練給付金制度**という能力開発の支援です。対象となる資格や講座は数多くあります。雇用保険の被保険者期間が1年あれば利用できる給付金がありますので、積極的に活用したいものです。問い合わせ先は最寄のハローワークとなります。

(3) 高齢者の働くを支援

定年以降も働き続ける方が増えてきましたが、その際60歳時点に比べ賃金が75%未満に低下した場合には高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。基本手当を受給していない方が対象で、収入の減少を保障します。

(4) 働き続けることを応援する

働き続けることを支援するための制度としては、**介護休業給付金**と**育児休業給付金**の2つが挙げられます。それらの給付を受けるためには、給付開始前2年間に、賃金支払日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あることが条件です。

介護休業給付金は、家族の介護のために休業し収入が8割未満に低下した時に支給される給付です。休業開始時の賃金日額の67%が支給されます。ただし1ヶ月あたりの上限額があります。

介護休業の対象となる家族は配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母となっており、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態である必

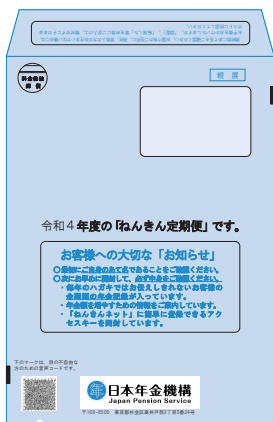
日本は皆保険・皆年金といってすべての人が公的保険に加入します。しかし加入する保険が働き方などにより異なるため、各種給付額が異なる場合があります。また、現在の加入状況だけではなく、過去の加入歴も関係します。

それらの情報を確認するために送付されるのが「ねんきん定期便」です。この章では、ねんきん定期便の見るべきポイントを解説します。

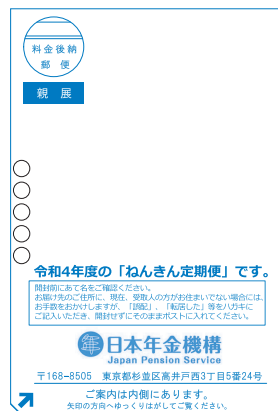
(1) 2種類ある「ねんきん定期便」

ねんきん定期便は、毎年誕生日に日本年金機構が発行するものです。通常ハガキで届きますが、35歳、45歳、59歳の節目年齢の時は、封筒で届きます。

ねんきん定期便



35歳、45歳、59歳の「節目年齢」に発行されるもの



毎年の誕生日に発行されるもの

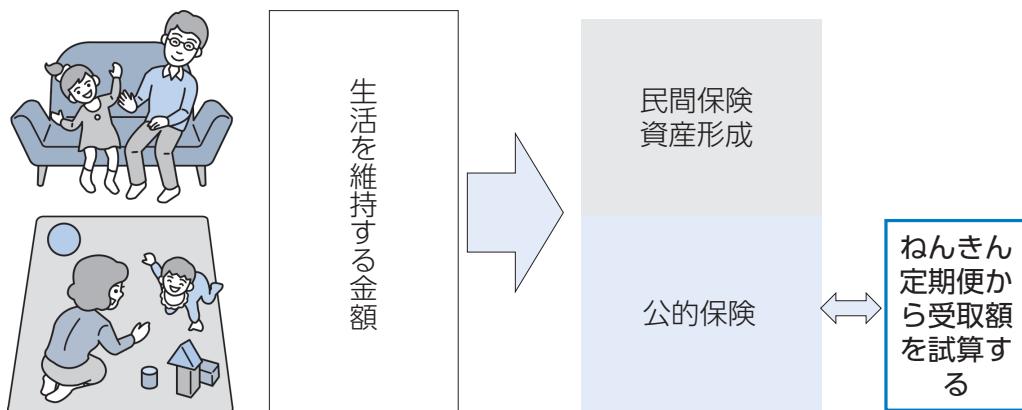
ねんきん定期便が届かない、あるいは紛失したといった場合は、日本年金機構に問い合わせましょう。またねんきんネットに登録しておくのも便利です。

節目年齢のねんきん定期便には、これまでの保険料の納付状況がすべて掲載されているという点以外はハガキ版のねんきん定期便とほぼ変わりませんが、50歳以上と50歳未満では記載事項が異なります。ここでは、ハガキ版のねんきん定期便をサンプルとして解説します。

第3章

ケース別 もしもの時、いくら受け取れる？

万が一の備えや老後の備えは、公的保険の受取額を試算した上で、不足する分を適切な民間保険または資産形成で賄います。



ここからは、様々なケース別に、病気やけがで働けなくなった場合の備え、死亡の際の備え、老後の備えの考え方を解説します。公的保険の受取額は、ねんきん定期便から試算します。

1 病気やけがで働けなくなったら？

A 会社員女性（給与 28 万円） 独身のケース

(1) 傷病手当金で支給される金額

病気やけがで働けない状態が続くと、会社員・公務員の場合は傷病手当金を受けられます。傷病手当金は、働けない状態が 3 日間継続すると 4 日目を起算日として通算 1 年 6 ヶ月を限度に、給与の約 3 分の 2（標準報酬月額を 30 日で割った標準報酬日額の 3 分の 2）が支給される制度です。

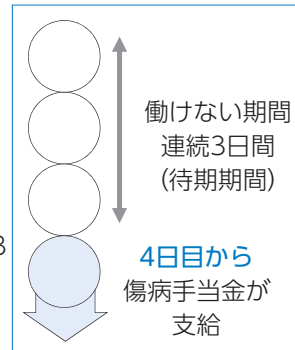
Aさんのねんきん定期便と待期期間

最近の月別状況です
下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「まれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月 (和暦)	国民年金 (第1号・第2号) 納付状況	加入区分	標準報酬月額 (円)
			280千円
			標準報酬月額

標準報酬月額が
28万円の場合

傷病手当金 (1日)
 $280,000 \div 30日 \times 2/3$
 =6,222円



Aさんの場合、標準報酬月額が 28 万円ですから、傷病手当金は 1 日あたり 6,222 円です。仮に 1 ヶ月働けない状態が続いた場合、手当金の合計は約 18 万 7,000 円です。普段の収入より約 10 万円収入が減少してしまいます。

(2) 医療費の負担

収入が減少するだけでなく、医療費の負担もあります。高額療養費制度で設定された 1 ヶ月の医療費の上限までは、自分が負担しなければならない額として見積もる必要があります。